

随 意 契 約 理 由 書

工事名称：堺泉北港海岸 泉大津地区外 八軒川排水機場外機械設備改良工事

今回工事を実施する八軒川排水機場、車屋川排水機場は、泉大津市域ならびに阪南市域の排水施設として、台風による高潮または地震による津波発生時に内水による浸水を防止するため、強制的に排水を行うことにより当該市域における府民の生命・財産を守る重要な役割を果たす施設であり、安全で確実な運転を行うため施設の機能維持を適正に行う必要があります。

当排水機場のポンプ設備は、八軒川排水機場においては 30 年、車屋川排水機場においては 53 年が経過しており、長寿命化計画に基づき、各々、吐出弁ならびに補機の更新を行うものであります。

当該ポンプ設備は、主要機器であるポンプ、減速機、エンジン及び補機がシステムとして機能し、適正な排水能力を発揮できるようシステム設計されたものであり、施工に当たってはエンジンを含むポンプシステムに関する固有の技術能力、詳細な設計資料やシステム情報が必要であります。更に施工後は、システム全体としての機能確認を行う必要があります。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該ポンプ設備の設計、製作、据付を行った株式会社電業社機械製作所以外にいないため、同社大阪支店より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、大阪府財務規則第 62 条の規定に基づき複数の者から見積りを徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、株式会社電業社機械製作所大阪支店でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。